

# キャンペーンに参加いただける宿泊施設を大募集！

## 市内の飲食店・宿泊施設の利用促進キャンペーン(仮)

緊急事態宣言は解除されましたが、当面の間は、広域移動の自粛が一定程度求められています。京都府内において安心安全に外出できる時期を捉え、京都市民の皆様による、市内の飲食店や宿泊施設のご利用を促し、京都経済の回復に取り組みます！

京都市民向けに、お得な特別プラン(食事付き 日帰り／宿泊)をご提供いただける宿泊施設を募集します。参加のスタイルは2パターンあります。

### 参加スタイル①

利用特典(割引や景品の提供など)のある、**京都市民向けの「食事付き日帰りプラン」**を提供

### 参加スタイル②

利用特典(割引や景品の提供など)のある、**京都市民向けの「食事付き宿泊プラン」**を提供

### キャンペーンに参加いただける宿泊施設を支援します！

- ▶ 特設ウェブサイトに宿泊施設の情報に掲載してPRを展開します！
- ▶ 市民向けのプレゼント抽選券(伝統産業製品、市内産食材など豪華プレゼントを多数)をお渡しします。誘客促進にご活用ください！

さらに、中小企業・個人事業主の皆さんには、

- ▶ 日帰りプラン提供の場合、準備金(最大3万円)を交付します！
- ▶ 宿泊プラン提供の場合、準備金(最大5万円) + 宿泊支援金(最大20万円)を交付します！

準備金 ⇒ 特別プランの提供に必要な企画費用、広報物、感染症対策に充てていただけます。

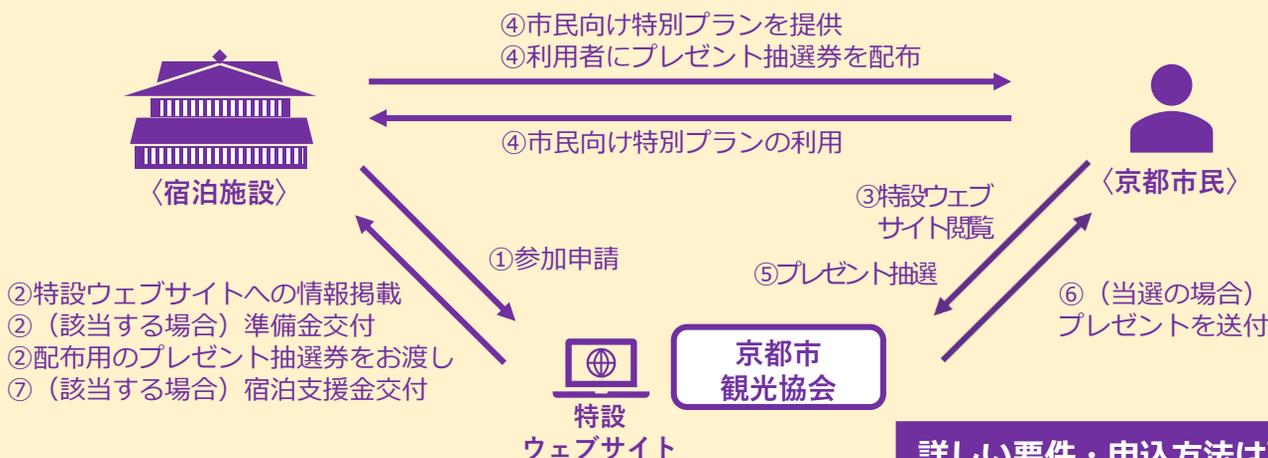
宿泊支援金 ⇒ 特別プランの提供に必要な料金割引等に充てていただけます。

### キャンペーン概要

実施期間：令和2年7月初旬から3箇月程度

※ 新型コロナウイルスの感染状況等により、実施期間を変更する可能性があります。

※ 飲食店におけるキャンペーンは、6月中下旬から先行して開始します。



詳しい要件・申込方法は裏面

【主催】京都市、公益社団法人京都市観光協会

【協力】公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー

## キャンペーン参加

### <応募資格>

- ▶ 市内で旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業を営む者。但し研修施設、福利厚生施設、会員制施設を除く。
- ▶ 次に該当する者は対象としない。
  - 京都市暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
  - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者
  - 当協会の公益法人としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

### <参加要件>

- (1) 京都市民向けに、特典（割引や景品など）のある「食事付き日帰り／宿泊プラン」を提供すること
- (2) 新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底すること（詳細は4ページに記載のQ4参照）
- (3) 特設ウェブサイト等への掲載に必要な情報や画像を提供すること
- (4) 京都市民への抽選券の配布やキャンペーンのPR等に協力すること
- (5) 事業終了後に、宿泊人数などの実績を報告すること

### 【特別プランの要件】

- ・ 特典（割引や景品など）のある、お得なプランであること
- ・ 割引は、宿泊料金（飲食・サービス代を含む）の5割以内かつ2万円以内であること  
景品は、宿泊料金（飲食・サービス代を含む。宿泊料金に割引がある場合は割引後の料金）の2割以内かつ2万円以内であること。また、割引と景品の合計は2万円以内であること
- ・ 昼食又は夕食を提供するプランであること
- ・ 宿泊施設の客室（宴会場、直営の食堂を含む。）を利用するプランであること
- ・ 独占禁止法、景品表示法など関係法令に基づき適正に実施されること

**準備金** 特別プランの提供に必要な企画費用、広報物、感染症対策に充てていただけます。

### <交付対象者>

キャンペーンの参加事業者のうち、中小企業、小規模事業者、個人事業主（大企業、みなし大企業を除く。）

### <交付額>

- ① 日帰りプランのみを提供する事業者：3万円
- ② 宿泊プランを提供する事業者：5万円

- ※ ②には、宿泊プランと日帰りプランの両方を提供する事業者を含みます。
- ※ キャンペーンへの参加を取りやめた場合は、準備金を返納いただく場合があります。

**宿泊支援金** 特別プランの提供に必要な料金割引等に充てていただけます。

### <交付対象者>

準備金を申請する事業者のうち、宿泊プランを提供する事業者

### <交付額>

宿泊プランを提供する宿泊施設について、客室数の合計が

- ① 10室未満の場合：上限10万円
- ② 10室以上の場合：上限20万円

- ※ 割引の場合は割引適用の実績に応じて、景品の場合は提供数の実績に応じて交付します。

### <日帰りプランのケース>

対象：中小企業など

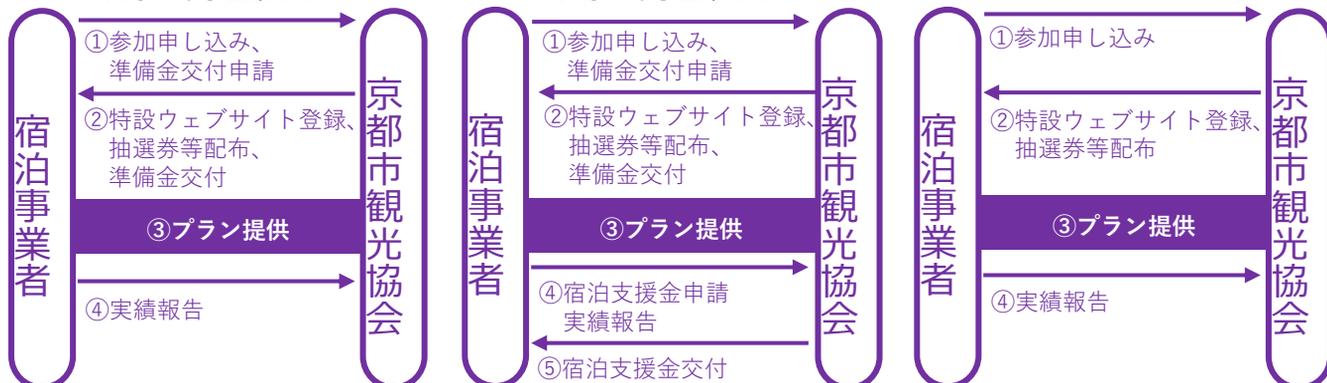
### <宿泊プランのケース>

対象：中小企業など

### <キャンペーン参加のみのケース>

対象：大企業、みなし大企業など

主な手続きの流れ



## <キャンペーンへの参加・準備金申請>

※宿泊支援金の申請については別途ご案内します。

応募期限：令和2年6月16日（火）

WEB上の申込フォーム (<https://form.run/@kyotodmo-shukuhaku>) にアクセスの上、ご登録をお願いします。入力に不備がある場合は、特設サイトに掲載されない可能性があります。

また、WEB上での申込が難しい場合は、下記の事務局までご相談ください。



## <申込に関するお問い合わせ>

キャンペーン事務局（公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー内）

☎075-353-3052（平日 午前9時～午後5時）

申込フォーム

# Q & A

**Q1** キャンペーンの対象となる、お得な特別プラン（食事付き日帰り／宿泊プラン）の事例を教えてください。

（例1）旅館の部屋でゆっくり食べる昼食付き日帰りプランに、特別プランとして季節の和菓子を加え、市民の皆さんに限り通常価格（季節の和菓子分の割引）で提供する。【日帰りプラン】

（例2）テレワークにもご利用いただける日帰りプランに、最寄りの飲食店のテイクアウトのランチを組み合わせ、お得なセットプランとして提供する。【日帰りプラン】

（例3）通常、1人8千円で提供している夕食付きの宿泊プランを、市民の皆さんに限り半額の4千円で提供する。【宿泊プラン】

（例4）市民の皆さんに京都の文化を楽しんで宿泊いただけるよう、夕食の際に舞妓による舞を見ていただくプランを新たに作成。通常時であれば、1人4万円で価格設定するところ、30%オフの2万8千円で提供する。【宿泊プラン】

（例5）京都らしいお土産として、宿泊いただいた市民に伝統産品をプレゼントする。【宿泊プラン】

**Q2** 普段、食事を提供していませんが、キャンペーンに参加することはできますか。

普段食事を提供しない宿泊施設でも、地域の飲食店や仕出し店と提携し、宿泊施設の客室利用と食事（昼食又は夕食）のセットプランを提供する場合は、キャンペーンにご参加いただけ、準備金※もご利用できます。また、宿泊プランの場合は宿泊支援金※もご利用いただけます。 ※大企業、みなし大企業を除く。

**Q3** 経営しているホテルの施設内にテナントとして入っている飲食店があります。この飲食店でランチを提供するのみのプランを企画した場合、キャンペーンに参加できますか。

特別プランについては、「昼食又は夕食を提供するプランであること」に加えて「宿泊施設の客室（宴会場、直営の食堂を含む。）を利用するプランであること」が必要になるため、テナントとして入っている飲食店で食事をするだけでは準備金の対象とはなりません。

なお、テナントとして入っている飲食店であっても、その食事（昼食又は夕食）と宿泊施設の客室利用とのセットプランを提供する場合は、キャンペーンにご参加いただけ、準備金※もご利用できます。また、宿泊プランの場合は宿泊支援金※もご利用いただけます。 ※大企業、みなし大企業を除く。

## Q4 必要となる感染症防止対策とはどんなものですか。

- ① 「[宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン](http://www.yadonet.ne.jp/info/member/pdf/covid19-guideline-v1.pdf)」に沿った対策の実施  
→ <http://www.yadonet.ne.jp/info/member/pdf/covid19-guideline-v1.pdf>
- ② 「[京都市新型コロナあんしん追跡サービス](https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000270672.html)」の活用  
→ <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000270672.html>
- ③ 観光協会が実施する、衛生管理・安全安心対策の徹底に関するオンライン研修の受講  
→ 6月下旬に公開予定



## Q5 割引額が宿泊料金（飲食代を含む）の5割以内かつ2万円以内であれば、独占禁止法には抵触しませんか。

割引額が5割以内かつ2万円であった場合でも、割引後の金額が原価を大幅に下回る場合には、独占禁止法第2条第9項第3号の不当廉売に該当する可能性があります。

詳しくは公正取引委員会にお問合せください。

## Q6 京都市民でも宿泊税は徴収しますか。また、宿泊支援金を活用して宿泊料金を値引きした場合、宿泊税はどうなりますか？

京都市民でも宿泊される場合は課税対象となります。

また、宿泊支援金を活用して宿泊料金を値引きする場合、宿泊税の税額は、宿泊支援金による値引き前の料金を宿泊料金として判定してください。

## Q7 準備金や宿泊支援金を受け取ることができるのはいつですか。

準備金は、募集期間の終了後に、申請内容が交付要件に適合していることを確認した後、請求書をご提出いただき、速やかに交付します。宿泊支援金は、キャンペーン終了後、又は特別プランの予定販売数の終了後に、実績報告書をご提出いただき、実績に応じて交付します。

## Q8 京都市内で3施設（5室と8室と10室）を運営しており、そのうち今回は5室と8室のホテルでキャンペーンに参加し、宿泊プランを提供する。その場合、宿泊支援金の交付額は最大いくらになりますか。

宿泊支援金の上限については、申請される宿泊施設の室数の合計が①10室未満の場合は上限10万円②10室以上の場合は上限20万円となります。ご質問のケースは計13室なので上限20万円となります。

## Q9 申請する客室数は10室以上です。宿泊支援金は20万円交付されるのですか。

宿泊支援金は、申請される宿泊施設の室数の合計が10室以上の場合、20万円を上限に交付いたします。キャンペーン終了後、又は特別プランの予定販売数の終了後に、実績報告書をご提出いただき、実績に応じて、20万円の範囲内で交付します。仮に、1人1泊5千円の割引きを50人に適用した場合、割引きに25万円が必要ですが、宿泊支援金は20万円となります。

## Q10 キャンペーン終了時に京都市民のお客様が1人も宿泊されなかった場合、準備金や宿泊支援金は返還する必要があるのですか。

準備金は、特別プランの提供に必要な企画、広報物、感染症対策に充てていただく費用なので、特別プランを売り出していただき、結果的に実績が無かったとしても返還の必要はありません。

一方で、宿泊支援金は、特別プランの提供に必要な料金割引等に充てていただく費用なので、キャンペーン終了後、又は特別プランの予定販売数の終了後に、実績報告書をご提出いただき、実績に応じてお支払いします。従って、京都市民のお客様が1人も宿泊されないと宿泊支援金は交付されません。